

令和 3 年 第 10 回

# 柳川市農業委員会総会議事録

令和 3 年 9 月 10 日

柳川市農業委員会

# 第10回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年9月10日 午後2時～午後2時34分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 19名 欠席者 0名

推進委員出席者 18名 欠席者 1名

議 題 議案第50号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第52号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第53号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第54号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

3. あっせん申出書の取下願について

4. 農地転用許可不要届出について

その他

出席委員（19名）

1番 山 田 善 治  
3番 亀 崎 忠 治  
5番 古 賀 勝 次  
7番 大 淵 秀 樹  
9番 藤 木 邦 彦  
11番 松 藤 政 義  
13番 松 藤 和 彦  
15番 河 口 隆 光  
17番 阿志賀 一 喜  
19番 松 藤 正 之

2番 高 田 一 利  
4番 吉 丸 隆 吉  
6番 梶 島 練 二  
8番 三小田 由 勝  
10番 田 中 満 義  
12番 松 藤 一 利  
14番 島 添 茂 樹  
16番 園 田 清 美  
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（0名）

推進委員

出席委員（18名）

龍 繁 樹  
藤 木 二三男  
梶 島 一 晴  
古 賀 宏 義  
櫻 木 利 和  
平 川 貴 大  
浦 幸之助  
原 壽 利  
吉 開 健

藤 吉 利 広  
亀 崎 壽 満  
梅 崎 直 祝  
野 口 秀 一  
米 田 秀 俊  
松 藤 稔  
鶴 田 信 行  
三 浦 榮 一  
江 口 克 子

欠席委員（1名）

高 口 勇 晴

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

## 午後2時 開会

### ○事務局長（乗富和也君）

それでは、定刻になりましたので、第10回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席願います。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、松藤会長、よろしく願います。

### ○議長（松藤正之君）

皆さんこんにちは。第10回の農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

御承知のように、8月の豪雨で、日本各地で甚大な災害が発生いたしました。柳川のほうを調べていただいた結果、9月6日現在の災害状況ですけれども、床上浸水が7件、それから床下浸水が109件発生したそうです。

私たちの関係がある農業関係の被害ですけれども、全体で439,000千円ぐらいの被害額が出ております。そのうち、皆さんたち大部分の方が作付してある大豆が378,000千円ぐらいの被害額が出ております。大豆のほうを見てみますと、かなり回復している圃場もありますけれども、全然だめな圃場もあります。水稻関係については、今のところ、ほとんど被害があっておりませんが、台風14号が今発生して、北上しているような状況ですけれども、これがどういう経緯をたどっていくか分かりませんが、場合によっては、恐らく九州に多大な影響が出てくる予想もつきますので、ここら辺は、取りあえずそれてくることを祈るだけだと思います。

10月に入りますと、例年ですと、もう稲の収穫作業が始まってくるわけですが、とにかくこれからの気候が順調にいくように思っております。

それでは、本日の出席委員19名、定足数であります。また、18名の推進委員の方に御出席をいただいております。よって、ただいまから令和3年第10回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

### ○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

令和3年

第10回柳川市農業委員会総会議案

議案第50号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第52号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第53号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第54号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. あっせん申出書の取下願について
4. 農地転用許可不要届出について

その他

令和3年9月10日提出

柳川市農業委員会会長 松藤正之

---

○議長（松藤正之君）

今回提案しております案件は、議案第50号から議案第54号までの5件と報告4件であります。

本日の議事録署名委員に、6番 梶島練二委員、14番 島添茂樹委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の2ページを御覧ください。

---

#### 議案第50号

##### 1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

---

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積3,304平米、外1筆、合計3,881平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,877平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積3,638平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積2,281平米、外1筆、合計3,885平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

続きまして、議案書の3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・畑、面積128平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。外6名。

以上です

#### ○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、父親の〇〇さんから、子の〇〇さんへの所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号2番は、甥の〇〇さんから、叔父の〇〇さんへの所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号3番は、経営縮小する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号4番は、経営縮小する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへの所有

権移転・売買を行うための申請です。

代金は、2筆で〇〇円。

3ページです。

申請番号5番は、〇〇外6名から〇〇さんへの所有権移転・贈与を行うための申請です。

以上、申請番号1番から5番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第50号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第50号については提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

続きまして、議案書3ページの下段を御覧ください。

---

議案第51号



1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので、承認方同条第2項の規定により付議する。

---

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積59平米、外4筆、合計912平米。申請人、〇〇、外1名。転用目的、駐車場。

○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、申請人が19台分の月極駐車場を設置するための申請です。

農地区分は、住宅が連たんしている区域に農地が散在する地域で、西鉄塩塚駅より300メートル以内ですので、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第51号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第51号については提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の4ページを御覧ください。

---

議案第52号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

---

こちらにつきましても、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積410平米、外1筆、合計533平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積190平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、農作業用休憩施設・農作業場兼駐車場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・畑、面積201平米、外1筆、合計300平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸駐車場。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積957平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、特定建築条件付き建売住宅（3区画）。

続きまして、議案書5ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積2,059平米、外5筆、合計9,247平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。外3名。転用目的、運動場及び駐車場。転用詳細、フットサル場・バスケット場・テニスコート場及び駐車場建設のため。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人〇〇さんが、祖母の〇〇さんから申請地を受贈し、一般住宅を建設するための申請です。

契約の種類は贈与。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんが〇〇さんから申請地を受贈し、農作業のための休憩

施設や作業場兼駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は贈与。

申請番号3番は、譲受人、〇〇さんが、現在稼働中のアパートを購入するに当たり、駐車場が不足するため、新たに入居者向けの貸し駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は2筆で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇さんが、申請地に特定建築条件付き建売住宅（3区画）を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

次のページです。

申請番号5番は、譲受人、〇〇さんが申請地に〇〇の運動場及び駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は6筆合計で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番と申請番号の3番の農地区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、第2種農地と判断します。代替地の検討もされており、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は農業に資する施設かつ集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号5番の農地区分は、用途地域内の第2種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

**○議長（松藤正之君）**

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第52号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松藤正之君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第52号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第53号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の6ページを御覧ください。

---

議案第53号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

---

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,850平米、外4筆。申出人、〇〇。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積2,175平米。申出人、〇〇。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積954平米、外3筆。申出人、〇〇。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は両開地区、2番と3番は大和地区でありますので、同地区の委員に

お願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松藤正之君）**

お諮りいたします。議案第53号の申請番号1番は推進委員の藤木二三男委員、亀崎壽満委員、申請番号2番は推進委員の桜木利和委員、米田秀俊委員、江口克子委員、申請番号3番は推進委員の高口勇晴委員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松藤正之君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの9名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（松藤正之君）**

賛成全員であります。よって、議案第53号については、先ほどの9名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第54号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

**○事務局（田中道博君）**

---

議案第54号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

---

こちらにつきましては、別紙のA4サイズ1枚ものの農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和3年9月13日

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田

として。面積2万1,342平米。筆数9筆。売り手5名、買い手4名。

続きまして、裏側を御覧ください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇、地番〇〇。現況・田。面積1,000平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和3年9月24日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇。外6件です。

以上で今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

**○議長（松藤正之君）**

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第54号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松藤正之君）**

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松藤正之君）**

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（松藤正之君）**

賛成全員であります。よって、議案第54号については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

**○事務局（田中道博君）**

議案書の8ページを御覧ください。

---

## 報 告

### 1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和3年8月12日。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積167平米、外1筆、合計692平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。外10件です。

続きまして、議案書の10ページをごらんください。

---

### 2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和3年8月19日。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,500平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。外5件となっております。

続きまして、議案書の12ページを御覧ください。

---

### 3. あっせん申出書の取下願について

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

---

受理番号1番、受理月日、令和3年7月29日。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,067平米。願出人、〇〇。備考、令和3年3月25日付けで申出書を提出されていましたが、所有者死亡により取り下げるものです。

続きまして、

---

### 4. 農地転用許可不要届出について

下記農地について転用許可不要届出書を受理したので報告する。

こちらにつきましては、別紙の箇所図と一緒に御覧ください。

---

受理番号1番、受理月日、令和3年8月19日。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積658平米のうち4平米。届出者、〇〇。備考、所有者、〇〇。転用目的、携帯電話基地局設置。

報告は以上です。

**○議長（松藤正之君）**

以上で議案及び報告は全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

**○事務局長（乗富和也君）**

それでは、連絡事項でございます。

まず1点目は、先ほどあっせん委員さんのほうには総会終了後に資料をお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、次回10月の総会の日程でございます。10月総会を10月8日の金曜日になります。午後2時からまた開催したいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

**○事務局（田中道博君）**

もう一点、すみません。8月27日に国際会議場で予定していた新任の農業委員さんと推進委員さんの研修会がコロナウイルスの関係で10月1日に延期されております。新任の農業委員さんと推進委員さんの席に文書を置いておりますけれども、この後、出欠の回答を事務局までよろしくお願いいたします。

**○事務局長（乗富和也君）**

連絡事項は以上でございます。

**○議長（松藤正之君）**

先ほど申し上げましたコロナの関係ですけれども、御承知のように、福岡県も緊急事態措置が9月末まで延長というような報道されております。引き続き皆さん方とともに感染予防に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、令和3年第10回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

**午後2時34分 閉会**

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。



令和3年9月10日

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

会議録署名委員 椛 島 練 二

〃 島 添 茂 樹